

## 投資法に関するガイドライン詳細

### 1. 政令 01/2021/ND-CP

2020 企業法をガイドラインする政令 01/2021/ND-CP は企業登記、経営世帯の登記の書類、手順、手続に関する詳細を規定し、経営登記機関及び企業登記、経営世帯の登記についての国家管理に関して規定する。企業設立申請書類の所定フォーム等は通達 01/2021/TT-BKHDT において定められる。

### 2. 政令 31/2021/ND-CP

投資法の条項の詳細な規定及び施行について規定する政令 31/2021/ND-CP は、経営投資条件・外国投資家に対する市場アクセスの分野・業種及び条件、経営投資の確保、投資優遇・支援、投資手続、外国への投資活動、投資促進、ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項を詳細に規定している。投資に関する申請書類の所定フォーム等は通達 03/2021/TT-BKHDT において定められる。

### 3. 政令 07/2016/ND-CP

(留意点:政令 07/2016/ND-CP は投資法に関するガイドラインではなく、商法 36/2005/QH11 に関するガイドラインである)

2016年1月25日に政府は外国投資家の駐在員事務所、支店についてのガイドラインである政令 07/2016/ND-CP を発行した。この政令の適用範囲は、外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立、活動、権限、義務についてである。しかし、外国投資家の駐在員事務所、支店の事業内容が、特定の事業分野に関する法律に規定される分野・事業に属する場合には、その法律の規定を遵守しなければならない。

政令 07/2016/ND-CP は、政令 72/2006/ND-CP (2006年7月25日)に代わり、2016年3月10日より施行となった。上記各政令の主な相違点は、政令 07/2016/ND-CP の適用範囲である。

政令 72/2006/ND-CP の適用範囲は、商品販売および商品販売に直接関連する活動を実施する外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立手続き、活動、権限、義務についてであった。一方、政令 07/2016/ND-CP の適用範囲は、外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立手続きに適用される。

上記政令 07/2016/ND-CP の施行ガイダンスに関し、商工省は2016年7月5日に通達 11/2016/TT-BCT を発行した。本通達では、駐在員事務所、支店の設立手続き・活動内容に関する具体的な案内はなく、設立手続き、活動報告、閉鎖手続きを実施するフォーム、サンプルについて案内している。そのため、現時点では、外国投資家のベトナムにおける駐在員事務所、支店に関する事項は、大部分が政令 07/2016/ND-CP および 2005年商法に基づいている。

### 4. 通達 51/2018/TT-NHNN

ベトナム中央銀行総裁が発行した2018年12月31日付通達 51/2018/TT-NHNN により、金融機関に対する出資やその株式の購入の条件、その承認のための申請や手続が規律されている。

### 5. 通達 30/2015/TT-NHNN およびその改正

ベトナム中央銀行総裁は2015年12月25日、通達 30/2015/TT-NHNN を交付し、ノンバンク信用機関の設立ライセンス発行、仕組みおよび運営方法を制定した。この規則は、金融会社、金融リース会社、ノンバンク信用機

関の設立ライセンス発行、仕組みおよび運営に関する組織、個人に適用される。

これにより、設立許可の申請書類はベトナム中央銀行に提出し、その検討と承認を仰ぐことになる。設立ライセンスはベトナム中央銀行の総裁により承認される。

同決定は 2016 年 02 月 08 日より発効し、金融会社の設立および活動に関するベトナム中央銀行の通達第 40/2007/QD-NHNN 号(2007 年 11 月 02 日付)にとって代わった。

また、通達 30/2015/TT-NHNN 号は、通達 15/2016/TT-NHNN、通達 17/2018/TT-NHNN および通達 01/2019/TT-NHNN により、下記のとおり修正・補足されている。

+ 第 11 条(株式会社形態のノンバンク信用機関の設立条件)

+ 第 12 条(有限会社形態のノンバンク信用機関の設立条件)

+ 第 14 条、第 3 項(ノンバンク信用機関設立の提案内容)

+ 第 15 条、第 4 項(株式会社形態のノンバンク信用機関設立のための追加書類)

+ 第 16 条、第 7 項(有限会社形態のノンバンク信用機関設立のための追加書類)

+ 第 17 条、第 3 項(ライセンス変更、事業内容をライセンスに追加する条件)

+ 第 19 条、第 2 項(事業内容をライセンスに追加する申請書)

+ 第 23 条、追加された第 1a 項(金融リースを実施するノンバンク信用機関の最低限の規制および発行について)+ 第 27 条、第 4 項(有限会社形態のノンバンク信用機関における出資金の譲渡を実施する時、通達 30/2015/TT-NHNN 号の第 6 条および第 12 条により、定款資本の出資率およびライセンス発行条件を満たすこと)

+ 第 27 条第 5 項(有限会社形態のノンバンク信用機関における資本の譲渡条件)

+ 第 28 条(金融会社の事業内容および範囲)

+ 第 35 条第 7 項(外貨で金融リースの規定)通達 15/2016/TT-NHNN では、通達 30/2015/TT-NHNN の第 29 条(ファクタリング業務実施の条件)、30 条(クレジットカード発行実施の条件)、31 条(金融リース実施の条件)、32 条(ファクタリング業務実施の金融会社の業務)、33 条(消費者金融の金融会社の業務)、34 条第 2 項(金融リース会社の金融リース実施の条件)および第 36 条第 5,6 項(金融リース形の購入・リースの通貨、外貨での購入・リース)を削除した。しかし、第 29 条、30 条、31 条、32 条、33 条の規定は政令 39/2014/ND-CP に定められている為、削除はなされたが、同政令により適用されている。なお、通達 15/2016/TT-NHNN は 2016 年 7 月 1 日から有効になっている。

2018 年 8 月 14 日に信用機関および外国銀行の支店に関する一部条項を修正・補足する通達 17/2018/TT-NHNN が施行された。当通達においては、株式会社の株主の条件に関する通達 30/2015/TT-NHNN 第 5 条により、組織・個人からの借入れた金額で出資することが出来ないと定められた。また、中央銀行が通達 30/2015/TT-NHNN を改正し、補充する 2019 年 2 月 1 日付通達 01/2019/TT-NHNN を発行している。

## 6. 通達 53/2018/TT-NHNN

中央銀行より 2018 年 12 月 31 日付けで発行されたもので、ノンバンク信用機関の支店や駐在員事務所の設立について規定している。

## 7. 政令 39/2014/ND-CP(政令 16/2019/ND-CP により改正)

2010 年の信用機関法によると、金融会社とは預金の受け入れ活動および顧客の口座への支払いサービスの提供活動を除く、一つまたはいくつかの銀行の業務の実施許可がある信用組織とされる。2014 年 5 月 7 日付金融会社および金融リース会社の運営に関する政令 39/2014/ND-CP は銀行活動、組織からの資本を調達するため、

預金証書、債券の発行、消費者金融および分割払いを含む貸出、銀行保証、ファクタリング、クレジットカードの発行、金融リースという金融会社の事業内容を明確に定めた。政令 39/2014/ND-CP は、に政府発行の 2019 年 2 月 1 日付政令 16/2019/ND-CP により改正、補充されている。

同政令の規定によると、合弁金融会社は合弁契約書に基づいてベトナム側(一つまたは一つ以上のベトナム商業銀行、ベトナム企業)および外国側(一つまたは一つ以上の外国信用機関)の出資で、二人以上有限会社の形態で設立された合弁ノンバンク信用機関である。因みに、100%外国投資金融会社とは外国信用機関が所有する一人有限会社または外国信用機関が出資する二人以上有限会社の形で設立される 100%外資のノンバンク信用機関である。これにより、100%外資金融会社の設立には以下の二つの条件が必要となる。

+所有者は外国金融機関である。

+会社形態は一人有限会社または二人以上有限会社の形態(株式会社形態ではない)。

(ベトナムでは従来、国営金融会社、合弁金融会社、合弁企業、100%外国投資企業、あるいは金融機関の傘下金融会社という形態でなければ金融会社の設立・運営が認められなかった)

ノンバンク信用機関のライセンス、組織および運営についての規制を定める通達 30/2015/TT-NHNN によって、合弁金融機関を構成する外国金融機関または 100%外資金融機関は、設立ライセンス申請の前年度末に、100 億ドル超の総資産を保有していなければならないという規定が定められた。通達 30/2015/TT-NHNN は、通達 15/2016/TT-NHNN、通達 17/2018/TT-NHNN および通達 01/2019/TT-NHNN により改正、補充されている。

## 8. 政令 96/2016/ND-CP

2016 年 7 月 1 日付の民間警備業を含む条件付き経営投資分野の公安、規律について規定する政令 96/2016/ND-CP により、民間警備業への投資にかかる法定資本金の規定がなくなり、民間警備企業は外国民間警備企業との合弁が可能となった(同政令の施行により、それ以前に適用されていた公安省通達 45/2009/TT-BCA は無効となった)。

政令 96/2016/ND-CP は下記のことを定めている。

- ・民間警備企業の公安、規律について責任を負う者は少なくとも短期大学卒業が必須である。
- ・民間警備事業において、機械、専門器具の購入に資本金が必要な場合には、機械、専門器具購入のための資本金を出資する形式に限り、外国民間警備企業と合弁できる
- ・外国企業の出資金額は 100 万ドル以上であり、5 年以上連続で警備事業を営んでいることが必要である。

## 9. 政令 47/2021/ND-CP

2021 年 4 月 1 日に公布され、同日に実施される政令 47/2021/ND-CP は 2020 企業法の一部の条項のガイドラインを定める。

## 10. 政令 50/2016/ND-CP

2016 年 6 月 1 日付で政府は計画および投資業務における行政違反の罰金処理を規定する政令 50/2016/ND-CP を公布した。同政令 50/2016/ND-CP(2016 年 7 月 15 日施行)は 60 条からなり、国営企業、民間企業、印鑑に関する違反の罰則について規定している。

(1) 企業登録内容変更の申請が遅延する場合の罰金

- ・定められる期限を 1 日から 30 日超過:100 万~500 万ドン
- ・定められる期限を 31 日から 90 日超過:500 万~1,000 万ドン
- ・定められる期限を 91 日以上超過:1,000 万~1,500 万ドン

- (2) 定款資本金を登録した通り出資せず、登録官庁に定款資本金の変更申請をしない場合、1,000万～2,000万ドンの罰金の納付と共に、定款資本金、出資金比率、株式価値を実際に出資した金額の通りに変更申請しなければならない。
- (3) 印鑑数を変更したにも関わらず、企業登録官庁に申請しない場合は、200万～300万ドンの罰金を納付しなければならない。
- (4) 法的代表者が代表権限の要件を満たさない者に委任した場合には、1,000万～1,500万ドンの罰金を納付しなければならない。

## 11. 政令 84/2015/ND-CP

2015年9月30日付で政府は、2015年11月20日から施行となる投資の監督および評価についての政令 84/2015/ND-CP(2020年1月1日施行の政令 01/2020/ND-CPにより一部改正)を公布した。

(1) 投資家は社内で投資プロジェクトのフォロー、監査および下記内容を報告する必要がある。

### a. 報告内容

- ・投資方針決定、投資登録証明書、企業登録証明書申請手続の状況(あれば)
- ・投資プロジェクトの実施進捗および事業内容実施進捗
- ・出資金、定款資本金、法定資本金(法定資本金の規制がある分野、業種において)の送金進捗
- ・プロジェクトの運営状況
- ・環境保護、土地、鉱物資源の使用に関する規定への対応状況
- ・条件付き経営投資分野について、経営投資条件適応状況

・投資優遇の実施状況(あれば)

### b. 報告期限(以下の各時期に報告が必要)

- ・プロジェクト開始の15日前
  - ・プログラム、プロジェクトの調整前
  - ・プロジェクト開始の15日前
  - ・四半期の報告は翌四半期の10日前
  - ・半期の報告はその年の7月10日以前
  - ・年次報告書は翌年の2月10日以前
- (2) 投資プロジェクト評価についてコンサルティングを実施する組織、個人の能力条件が本法令で定められた。これにより、コンサルティングを実施する主要責任者はレベル1およびレベル2に分けられている。詳細は本政令の第55、56、57条に規定されている。
- (3) 投資プロジェクト評価の訓練組織の能力条件については、本政令の第58条に以下の通り規定されている。
- ・適切な法人資格、運営機能を有していること
  - ・計画投資省が管理する教師名簿に記載の、大学卒業レベル以上および投資プロジェクトのコンサルティングについて8年以上の経験を有する教師が5名以上いること
  - ・計画投資省の規定通りの教材を有し、同省に訓練を申請すること

## 12. 通達 02/2017/TT-BKHDT

計画投資省は、2017年4月18日付で外国投資家の投資登録および企業登録手続を各官庁協働で処理するため、通達 02/2017/TT-BKHDT を発行した。外国投資家または外資企業は下記の場合には、投資登録および企業登録を一度に申請できる。

(1) 外国投資家および外資経済組織が投資法第22条により経済組織を設立する場合

(2) 外国投資家および外資経済組織が投資法第26条第1項の規定により、出資、株式購入、持分購入を行う場合

(3) 外国投資家および外資経済組織が企業登録および投資登録内容を同時に変更する場合

- a) 企業の事業内容および投資プロジェクト目標の変更
- b) 企業の住所および投資プロジェクト実施場所の変更
- c) 企業の定款資本および投資プロジェクト資本金の変更
- d) 創業株主のメンバーと情報、外国株主および投資登録証明書上の投資家情報の変更

投資家は当局の受付で企業登録ならびに投資登録を申請する。当局の受付は各書類を適切な機関に転送し、予定日に結果を投資家に通知する。

本通達は2017年6月15日より有効となっている。